

防府市議会手話通訳実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して、手話通訳を行うことにより、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、本会議とする。

(手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望するものとする。

(手話通訳の申込及び取消し)

第4条 手話通訳による会議の傍聴を希望するもの（以下「傍聴希望者」という。）は、手話通訳申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、傍聴希望日の7日前までに、議長へ提出するものとする。

2 傍聴希望者は、前項の申込後、やむを得ない理由により傍聴の希望を取り消す場合は、速やかに議長へ連絡するものとする。

(手話通訳者の配置)

第5条 議長は、前条第1項による申込書が提出されたとき、又は必要と認めるときは、速やかに手話通訳者を配置するよう努めるものとする。

2 議長は、手話通訳者が配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に連絡するものとする。

3 手話通訳者は、議長が指定する場所において、手話通訳を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

手話通訳申込書

年 月 日

（宛先）防府市議会議長

申込者 住 所
氏 名

本会議を傍聴したいので、次のとおり手話通訳を申し込みます。

傍聴希望日	年 月 日（ ）		
傍聴を希望する 時間又は質問者	ど ち ら か を 記 入	時 間	時 分 から 時 分 まで
		質 問 者	
傍聴者人数	人		
連絡方法 (いずれか1つ以上 記入してください。)	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	メ ー ル		

※この申込書は、傍聴希望日の7日前までに提出してください。

※傍聴時間は、原則1時間単位とします。

※手話通訳者が配置できないときは、お断りする場合がございます。

※連絡方法でメールを希望された場合は、city.hofu.yamaguchi.jp ドメインから送信されたメールを受信できるように設定してください。

※傍聴を取りやめる場合は、その旨速やかに御連絡願います。